

印鑑登録及び印鑑証明制度について

●印鑑登録のできる人

川越市の住民基本台帳に記録されている人で満15歳以上の方（成年被後見人は除く。）です。

●登録できる印鑑

登録できる印鑑は、印影の大きさが直径8mm以上、25mm以内のものに限ります。既製印鑑（市販されている大量生産の印鑑）は特徴に乏しく、照合が困難なため、登録印として適当ではありません。また、氏名以外のものを表しているものや、ゴムなどの材料で変形しやすいもの、印影を鮮明に表しにくいものは登録できません。

●本人が登録申請をするとき

次のいずれかを持参したときは、即日で印鑑の登録ができ、「かわごえ市民カード」をお渡しします。

1 官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真の貼ってあるもの。

（写真には割印、浮出プレスによる契印等があるもの。）

2 川越市で印鑑の登録を受けている人が登録した印鑑を押印し、本人であることを保証した書面。

1～2にあてはまらないときは、照会書を送りますので、その回答書を持参したときに登録となります。

回答書を持参する方は、保険証等の本人確認ができる書類と登録印（代理人が持参する場合は認印と代理人選任届）をお持ちください。

●代理人が登録申請するとき

本人の登録する印鑑の他に本人の作成した代理人選任届（裏の見本参照）が必要です。ただし、即日で印鑑の登録はできません。本人あてに照会書を送りますので、回答書を持参したときに登録となります。この場合、回答書を持参された方に市民カードをお渡しします。回答書を持参する方は、保険証等の本人確認ができる書類と認印（本人が持参する場合は登録印）をお持ちください。

●印鑑登録証明書の交付申請について

印鑑登録証明書の交付申請をするときは、市民カードが必ず必要です。この場合、登録印鑑、代理人選任届は一切不要です。ただし、申請書には証明書を必要とする者の住所、氏名、生年月日をはっきりと書いてください。不明の箇所がありますと受付することができません。

代理人選任届の見本

代理人選任届

住所 川越市元町1丁目3番地1

(代理人)氏名 小江戸花子

生年月日 昭和29年9月1日

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任したのでお届けします。

記

委任事項

1. 印鑑登録申請をすること
2. 市民カード引替交付申請をすること
3. 市民カード亡失届をすること
4. 印鑑登録廃止申請をすること

*該当する事項のみお書きください。

令和 年 月 日

住所 川越市元町1丁目3番地1

(委任者)氏名 小江戸太郎 登録印

生年月日 昭和27年7月1日

(提出先)

川越市長

- 注意
- (1) 用紙の大きさは便箋大のものを使用してください。
 - (2) 代理人選任届は、すべての記入部分を必ず委任者本人がお書きください。
 - (3) 1～4は委任する事項です。あなたの該当する事項を書いてください。
 - (4) 外国籍の方の氏名は、在留カードまたは特別永住者証明書に記載されている英字氏名もしくは併記名または住民票に記載のある通称名をお書きください。